

## 平成23年第2回（5月）筑紫野市議会臨時会 提出議案について

平成23年第2回筑紫野市議会臨時会（会期：5月25日 1日間）に次の議案を提案し、承認をいただきましたので、その内容をお知らせします。

報告第2号	専決処分の承認について （筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
<p>本件は、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、市議会にお諮りする時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成23年3月31日付けで専決処分を行い、4月1日から施行しております。よって、同条第3項の規定に基づき、ここにご報告し、承認を求めるものです。</p> <p>条例改正の理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたものです。</p> <p>改正内容は、平成21年10月から平成23年3月までの間に出産したときに支給する出産育児一時金について、「350,000円」を「390,000円」とする暫定措置の期限切れに伴い、平成23年4月以降も恒久的に「390,000円」とするものです。</p>	
報告第3号	専決処分の承認について （筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
<p>本件は、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、市議会にお諮りする時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付けで専決処分を行い、4月1日から施行しております。よって、同条第3項の規定に基づき、ここに報告し、承認を求めるものです。</p> <p>条例改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴い、筑紫野市国民健康保険税</p>	

条例の一部を改正する必要が生じたものです。

改正内容は、国民健康保険税の医療分課税額の限度額を「500,000円」から「510,000円」に、後期高齢者支援分課税額の限度額を「130,000円」から「140,000円」に、介護納付金課税額の限度額を「100,000円」から「120,000円」にそれぞれ改めるものです。

**報告第4号**

**専決処分の承認について  
(筑紫野市税条例の一部を改正する条例)**

本件は、筑紫野市税条例の一部を改正する条例について、市議会にお諮りする時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年5月11日付けで専決処分を行い、同日から施行しております。よって、同条第3項の規定に基づき、ここに報告し、承認を求めるものです。

条例改正の理由は、今般の東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に成立し、同日から一部施行されたことに伴い、筑紫野市税条例の一部を改正する必要が生じたものです。

改正の主な内容は、雑損控除の特例措置、住宅ローン減税の適用の特例措置、固定資産税の特例の適用を受ける際の申告等に関する規定です。

**報告第5号**

**専決処分の承認について  
(平成22年度筑紫野市一般会計補正予算第6号)**

本件は、平成22年度筑紫野市一般会計補正予算第6号について、市議会にお諮りする時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付けで専決処分を行っております。よって、同条第3項の規定に基づき、ここに報告し、承認を求めるものです。

補正予算の内容は、東日本大震災の行政義援金として1千万円の増額及び筑紫駅西口土地区画整理事業費を減額したことにより、歳入歳出それぞれ1億6,320万円を減額する補正と、組織機構見直し事業ほか15件、3億6,303万2千円の繰越明許費の補正の追加、及び地方債補正の変更の場合として土地区画整理事業に係る起債限度額の補正を行うものです。

**報告第6号****平成22年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について**

本件については、地方自治法第213条の規定により、平成22年度中に事業が終了しないものについて議会の承認を受け、繰越明許費により平成23年度へ予算を繰り越しております。

この場合に、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告しなければならないことになっているので、「組織機構見直し事業」から「公共土木施設災害復旧事業」までの全部で20件の事業について、ここに報告するものです。

**報告第7号****平成22年度筑紫野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について**

本件は、平成22年度筑紫野市下水道事業会計予算に計上していた雨水流出抑制対策検討業務委託について、その業務に係る建設改良費を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき23年度へ繰越したので、同条第3項の規定により、報告するものです。